平成２５年（家）第１９７号
福岡市東区名子３丁目11番１号
申立人　株式会社ブライト
本籍福岡県嘉穂郡穎田村大字勢田427番地、最後の住所不詳、死亡の場所福岡県八幡市大字槻田1270番地、死亡年月日昭和32年６月20日、出生の場所福岡県嘉穂郡穎田村、出生年月日大正12年９月13日、職業不明
被相続人　亡　酒井アヤ子
事務所福岡県直方市新町３丁目１番６号
相続財産管理人　井手口敬子
福岡家庭裁判所直方支部

平成２５年（家）第７３４号
熊本市中央区紺屋町１丁目13番地５
申立人　株式会社肥後銀行
本籍熊本市東区京塚本町20番、最後の住所熊本市中央区出水５丁目17番16号、死亡の場所熊本市中央区､死亡年月日平成24年５月１日、出生の場所熊本市、出生年月日昭和25年１月１日、職業会社役員
被相続人　亡　戸川　元基
事務所熊本市中央区新屋敷３丁目12番６－101号
相続財産管理人　司法書士　右田　敏彦
熊本家庭裁判所

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人村田渡が死亡したので、その相続財産の管理人を次のとおり再選任した。

平成２５年（家）第３０２４９号
広島県廿日市市下平良１丁目11番１号
申立人　廿日市市
代表者市長　眞野　勝弘
本籍広島県佐伯郡大野村8523番地、最後の住所米領布哇ホノルル市クナワイレーン748Ｂ、死亡の場所最後の住所に同じ、死亡年月日昭和９年12月27日、出生の場所不詳、出生年月日明治14年９月15日、職業不詳
被相続人　亡　村田　リノ
広島県廿日市市須賀１番15号
相続財産管理人　栗林佐千子
広島家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第２９８号
岡山県倉敷市児島小川９丁目５番32号カトレア205号
申立人　三澤　敏幸
本籍岡山県倉敷市児島田の口３丁目1595番地、最後の住所岡山県倉敷市水島南春日町１－１水島協同病院、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日平成24年12月18日、出生の場所岡山県児島郡琴浦町、出生年月日大正４年12月８日、職業無職
被相続人　亡　廣直　十一
催告期間満了日　平成26年５月30日
岡山家庭裁判所児島出張所

平成２５年（家）第３８７号
大分県中津市豊田町６番３号　弁護士法人山本法律会計事務所
申立人　松田めぐみ
本籍大分県豊後高田市臼野7320番地、最後の住所大分県豊後高田市呉崎738番地１、死亡の場所大分県豊後高田市、死亡年月日平成24年５月21日、出生の場所山口県下関市、出生年月日昭和５年４月16日、職業無職
被相続人　亡　瀬々　澄子
催告期間満了日　平成26年５月16日
大分家庭裁判所中津支部

平成２５年（家）第６５４号
鹿児島市和田１丁目33番19号
申立人　司法書士　山下　郁朗
本籍鹿児島県大島郡喜界町大字佐手久2841番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市坂之上１丁目14番20号、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日平成22年10月６日、出生の場所鹿児島県大島郡早町村、出生年月日昭和４年８月２日、職業無職
被相続人　亡　嶺山　榮一
催告期間満了日　平成26年５月15日
鹿児島家庭裁判所

平成２５年（家）第２０５５号
群馬県太田市浜町３番６号太田商工会議所会館４階　りょうもう法律事務所
申立人　神谷　保夫
本籍群馬県太田市原宿町3293番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所群馬県館林市、死亡年月日平成23年９月５日、出生の場所群馬県山田郡毛里田村、出生年月日昭和７年１月25日、職業農業
被相続人　亡　長島喜一郎
催告期間満了日　平成26年５月15日
前橋家庭裁判所太田支部

平成２５年（家）第７１６１３号
東京都千代田区麹町４－３－29パシフィックシティ麹町５階新生綜合法律事務所
申立人　西本　恭彦
本籍長崎県大村市大里町101番地、最後の住所東京都墨田区業平１丁目18番７－902号フジタオーク業平マンション、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日平成22年３月９日、出生の場所長崎県北高来郡森山村、出生年月日大正14年２月28日、職業不詳
被相続人　亡　小川　益美
催告期間満了日　平成26年５月30日
東京家庭裁判所

平成２５年（家）第７１９５７号
東京都港区新橋２－20－15新橋駅前ビル１号館５階藤光・鈴木法律事務所
申立人　鈴木　一夫
本籍東京都墨田区本所２丁目７番地４、最後の住所東京都目黒区大橋１丁目８番５－801号目黒第五コーポラス、死亡の場所東京都目黒区、死亡年月日平成25年１月15日、出生の場所不詳、出生年月日昭和３年４月15日、職業不詳
被相続人　亡　廣瀬　松江
催告期間満了日　平成26年５月30日
東京家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので､その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２５年（へ）第１号
岐阜県恵那市大井町543番地の１
申立人　吉田防水店こと　吉田　保男
権利を争う旨の申述の終期　平成26年２月12日
平成25年10月23日　中津川簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＥ02660
金額　310,000円
支払期日　平成26年２月15日
支払地　岐阜県中津川市
支払場所　株式会社十六銀行中津川支店
振出日　平成25年10月15日
振出地　岐阜県中津川市
振出人　株式会社吉川工務店　代表取締役　吉川　幸輝
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第８１号
大阪府大東市新田中町４番19号
申立人　有限会社門本鉄工所
代表者代表取締役　門本　伸也
権利を争う旨の申述の終期　平成26年２月３日
平成25年10月23日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＩＤ77687
金額　659,925円
支払期日　平成25年10月18日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社りそな銀行大阪営業部
振出日　平成25年６月20日
振出地　大阪市
振出人　株式会社ＴＡＩＹＯ　代表取締役社長　河渕　健司
受取人　タイヨーテック株式会社
裏書人　タイヨーテック株式会社　代表取締役社長　上田　利典
被裏書人　白地
最終所持人　申立人